

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年7月29日（平成27年（行個）諮問第128号）

答申日：平成28年6月13日（平成28年度（行個）答申第36号）

事件名：本人の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年5月14日付け静岡労個開（決）第27-17号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

是正勧告が出ているかさえわからない内容。個人情報公開の意味が全くない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち、下記2（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条3号イを加え、14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3に基づき、審査請求人が行った申告及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書番号1ないし10の文書

(以下「対象文書」という。)である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

別表に掲げる対象文書4の①, ③, ④及び7ないし10の不開示を維持する部分には, 審査請求人以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており, 当該部分は, 審査請求人以外の個人に関する情報であって, 審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから, 法14条2号に該当し, かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ

別表に掲げる対象文書4の②ないし④, 5ないし7及び9の不開示を維持する部分には, 調査対象事業所(以下「特定事業所」という。)に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており, これらの情報が開示された場合, 当該特定事業所の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イに該当するため, 不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロ

別表に掲げる対象文書8及び10の不開示を維持する部分には, 特定労働局の要請を受けて, 特定事業所から特定労働局に対して, 開示しないとの条件で任意に提供されたものであって, 特定事業所における通例として開示しないこととされている情報が記載されており, これらの情報は, 法14条3号ロに該当するため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号イ

別表に掲げる対象文書4の①ないし④, 及び5ないし10の不開示を維持する部分には, 特定事業所の調査対象者から聴取した内容, 調査において特定事業所が明らかにした実態, 審査請求人からの申告に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており, これらの情報は, 労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり, これらの情報が開示されると, 国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取, 実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり, それらを基に, 今後, 当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど, 国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し, 違法若しくは不当な行為を容易にし, 又はその発見を困難にするおそれがある。

また, これらの情報には, 特定事業所が労働局との信頼関係を前提

として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

別表に掲げる対象文書3及び4の新たに開示する部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「是正勧告が出ているかさえわからない内容 個人情報公開の意味が全くない」と主張してその開示を求めているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記2(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| ①平成27年7月29日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年9月15日 | 審議 |
| ④平成28年5月26日 | 委員の交代に伴う所要の手續並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤同年6月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成27年特定月日に静岡労働局特定部署に対して申告した特定事業所A及び特定事業所Bについて実施された

調査及び是正勧告に関する書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号ロ及び7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに基づき、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書4（担当者が作成した文書その1）の不開示部分について

ア 本件について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、静岡労働局は、審査請求人に対し、特定事業所A及び特定事業所Bにおいて労働者派遣法違反が認められたので両事業所を是正指導した旨を説明しているとのことであった。

以上を踏まえて検討すると、8頁の起案文書の2行目10文字目ないし23文字目並びに10頁最終行7文字目ないし18文字目及び35文字目ないし42文字目は、審査請求人に伝えた内容と同様の情報であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、国の機関が行う検査・指導等に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当せず、さらに、同号本文後段に規定する審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められず、同号に該当しない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号イのいずれにも該当せず開示すべきである。

イ 8頁の起案文書の「2 対応者」は、特定事業所A及び特定事業所Bの調査対象者の職氏名であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、

同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 8頁の起案文書の「3 実施日」は、労働局が調査を行った具体的な日付であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、本件検査・指導と同種の事案における労働局の調査手法・実施状況等が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働局が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ その余の不開示部分には、特定事業所A及び特定事業所Bの担当者からの聴取月日、聴取内容、検査・指導の手法、調査結果及び対応方針等が記載されており、これらの情報は審査請求人が知り得る情報とは認められず、上記ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書5ないし文書7及び文書9（担当者が作成した文書その2ないしその5）について

労働局担当者が作成した文書は、特定事業所の調査対象者から聴取した内容、調査結果及び労働局の対応が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書8及び文書10（特定事業所A及び特定事業所Bが提出した資料）について

当該文書が特定事業所A及び特定事業所Bから提出されたことは、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、また、当該文書は事業所の内部情報であり、これを開示すると、関係事業所の事業主を始めとする各事業主が、労働局に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働局が行う検査・指導事務に関し、事業所及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は事業主が法違反の隠蔽を行うなど、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号口について

判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号ロ及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は同条2号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号及び7号イに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 新たに 開示する部 分	3 不開示を維持する部分		4 開示 すべき部 分	
番号	文書名	通頁	該当箇所	該当箇所	根拠条文 (法14 条)		
1	開示請求者が 提出した資料	1～2	なし	なし	—	—	
2	開示請求者へ の聴取書及び 添付文書	3～6	なし	なし	—	—	
3	申告事案調書	7	7頁「違反 条項等」欄 の不開示部 分	なし	—	—	
4	担当者が作成 した文書（そ の1）	8～ 10	8頁「公 印」欄の 「印」欄の 印影及び 「起案文 書」の4行 目	①	8頁「起 案文書」 の2行目 及び3行 目並びに 「2 対 応者」、 「3 実 施日」及 び「4 結果」の 6行目の 不開示部 分	2号 7号イ	8頁「起 案文書」 の2行目 10文字 目ないし 23文字 目並びに 10頁最 終行7文 字目ない し18文 字目及び 35文字 目ないし 42文字 目
				②	8頁「起 案文書」 の下から 1行目	3号イ 7号イ	なし

				③	9 頁の全文書	2号 3号イ 7号イ	なし
				④	10 頁の全文書 (下から1行目を除く)	2号 3号イ 7号イ	なし
5	担当者が作成した文書(その2)	11～ 12	なし	全部不開示を維持	3号イ 7号イ	なし	
6	担当者が作成した文書(その3)	13～ 14	なし	全部不開示を維持	3号イ 7号イ	なし	
7	担当者が作成した文書(その4)	15～ 17	なし	全部不開示を維持	2号 3号イ 7号イ	なし	
8	特定事業所Aが提出した資料	18～ 21	なし	全部不開示を維持	2号 3号口 7号イ	なし	
9	担当者が作成した文書(その5)	22～ 23	なし	全部不開示を維持	2号 3号イ 7号イ	なし	
10	特定事業所Bが提出した資料	24～ 42	なし	全部不開示を維持	2号 3号口 7号イ	なし	

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号10の1枚目ないし42枚目に1頁ないし42頁と付番したものを「頁」として記載している。